

大

政治部

省 部 文 臣

6-3

254

昭和三十三年二月五日起

大学設置委員會第二回總會における諮問第二号の経過
理由を別紙の如く一官一司の方向を示す

付

春山 21%

諮問 第二號

新制大學設置の認可申請があつた場合には逐次

なるべく早く審査を遂げ答申をいたす。

提案理由

提案の理由を申し上げます。本委員会は昨年十二月十六日
一應の発足を見事し、以来常任委員会及び第一委員
会三の特別委員会が組織され、昨年末から本月に
かけ各委員会とも数回の會合を重ねられ、先程
御報告のような成果を挙げられ、新制大学の発足の
基礎を完うさふまいたことは、洵に感謝に堪えない
所であり、まして新制大学のため御同慶に堪え
ません。

本日第二号として諮問致し、ました事項は御手許
にお配りしてありますように

「新制大学設置の認可申請があつた場合には逐次
なるべく早く審査を遂げ答申さしたるべし」とい
うのであります。本日御答申によりまして

申請書式が決定さふまいたので本年四月から
新制大学を實施しようとする申請書類が今後

逐次本省に提出されるものと存じます。この場合
本省と致しましては直に本省委員会に諮りその答
申に従つて措置致したいと存じております。可成り
所決定は勿論總會で決定されるべきものでありま
すが審議を速に開始できるように所願いたし
たいと存じております。

本日の答申に依ります小生

「個々の学校の審査は急を要する場合には委
員長より常任委員会に諮り開始することか
できますし。」

とありまして急を要する場合には学校の審査は
常任委員会に諮り開始するようになつております
が小生本省より所願いたすこと、一致してある
のでありまして審査が非常に早く進捗することに
なると存じます。

只今又都府に提出されることありませぬ新制大学

設置の認可申請は書式は旧いのであります。

津田塾専門学校、日本女子大、神戸女子学院

専門学校三校であります。本日答申さします。

新しい書式で書き換えるよう申傳えてあ

りますので近日中に新書式による認可申請

がある存じます。二小の申請書は逐次

常任委員会に諮り委員全員が承認するまでの

審査会で審査を開始するようにして戴か度い

と存じます。

以上簡単ではございますが提案の理由を申し上げ

ましたので何卒御審議の程御願申上ります。

